

富士山四合目・五合目グランドデザイン

平成28年3月

山 梨 県

目 次

(第一部 基本構想)

第一部 基本構想	1
第 1 章 富士山四合目・五合目グランドデザインの概要	1
1.1 策定の背景と目的	1
1.2 構成と位置づけ	1
1.3 対象とする範囲	2
第 2 章 四合目・五合目の現状	3
2.1 地域の概況	3
2.2 歴史的な成り立ち	6
2.3 四合目・五合目が有する要素と機能	8
2.3.1 信仰・文化に関わる要素	8
2.3.2 自然・景観に関わる要素	9
2.3.3 来訪者支援に関わる機能	10
2.3.4 交通に関わる機能	12
第 3 章 四合目・五合目の基本理念と将来像	13
3.1 基本理念	13
3.2 四合目・五合目の将来像（あるべき姿）と基本目標	13
第 4 章 将来像の実現に向けた取組方針	17
4.1 基本方針	17
4.1.1 富士山の神聖さ・美しさが感じられる場の形成	17
4.1.2 充実感・満足感が得られる場の形成	18
4.1.3 安心して訪問・滞在できる場の形成	19
4.2 取組体制	21
4.3 将来像の実現の見通し	21

（第二部 基本計画）

将来イメージの具体化に向けた検討	22
当面の取組	29
短期的取組 1 諸施設の意匠改善（修景基準づくり）	29
短期的取組 2 情報提供・サービスの充実・強化	33
短期的取組 3 避難誘導体制の強化	35

< 参考資料 >

第一部 基本構想

第1章 富士山四合目・五合目グランドデザインの概要

1.1 策定の背景と目的

富士山有料道路（富士スバルライン）四合目、五合目及びその周辺地域は、富士講隆盛期（江戸中期以降）においては富士山信仰（中道巡り）の巡拝拠点として、その後、交通機関の発達や富士山への来訪形態の変化に伴い、現代においては国内外の多数の人々が利用する山頂登山の活動起点や観光地として発展してきました。

そして、平成 25 年 6 月、富士山は信仰の対象及び芸術の源泉として顕著な普遍的価値が認められ、世界遺産（文化遺産）として登録されました。その価値を保全し、後世に引き継いでいく上において、構成資産の中核である富士山体（中腹）に位置する当該地域の役割は、重要なものとなっています。

しかしながら、当該地域においてはかつての富士山信仰のすがたが認識しにくくなっていること、噴火などの災害に対する危機管理が十分ではないこと、利用者層や利用スタイルの多様化に伴う利用体験の質やサービスの向上を図っていく必要があるなどの課題を有しています。また、イコモス勧告においても富士山の神聖さや美しさと調和するよう施設の意匠改善を図ることが必要であると指摘されています。

このため、世界遺産富士山にふさわしい景観の形成、来訪者の安全性の向上及び質の高い利用体験ができる場・空間の実現などを目的に、「富士山四合目・五合目グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」といいます。）を策定します。

1.2 構成と位置づけ

グランドデザインは、富士山の中腹に位置する当該地域の特性や時代の変遷によって移り変わってきた様々な機能や要素を踏まえた上で、富士山の価値や魅力を後世に引き継いでいくために、“あるべき姿・将来像とは何か”を明らかにするとともに、“将来像の実現”に向けた施策や事業の展開にあたって、全体的な方向性の基本的な考え方を定めるものとします。

また、グランドデザインで示される将来像は、当該地域に関わる民間事業者、関連団体及び行政等、全てのステークホルダーが連携し時間を要しながら段階的に取組を推進することによって、はじめて実現が可能となります。

このため、グランドデザインは二部構成とし、第一部は「基本構想」として、中長期的な視点から富士山四合目・五合目が目指すべき将来像、基本目標を示すものとします。また、第二部は「基本計画」として、将来像の実現に向けた段階的な取組の基本方針を示します。

1.3 対象とする範囲

ランドデザインの主たる対象範囲は、「富士スバルライン四合目、五合目及びその周辺地域」とします。

なお、ランドデザインでは、特に断りのない限り富士山有料道路（富士スバルライン）の終着点である富士スバルライン五合目及びその周辺を「五合目」と称し、富士山有料道路（富士スバルライン）の四合目（大沢駐車場）、奥庭（奥庭駐車場）とその周辺地域（御中道含む）を「四合目」と称するものとします。

【対象地域】

富士スバルライン五合目～奥庭（奥庭駐車場含む）～四合目（大沢駐車場）とその周辺地域（御中道含む）

【用語の定義】

五合目：富士山有料道路（富士スバルライン）の終着点である富士スバルライン五合目及びその周辺

四合目：富士山有料道路（富士スバルライン）の四合目（大沢駐車場）、奥庭（奥庭駐車場）とその周辺地域（御中道含む）



第2章 四合目・五合目の現状

2.1 地域の概況

対象地域の富士スバルライン沿いには、四合目付近に位置する大沢駐車場（標高 2,020m）、奥庭駐車場（標高 2,227m） 終点となる五合目（標高 2,305m）があり、その周辺には御中道（散策ルート）や奥庭・御庭といった自然風景地などが分布しています。

なお、富士スバルライン四合目（大沢駐車場）、五合目等の主要施設及び法規制の状況は次のとおりとなっています。

表 2.1 対象地域における主要施設、法規制の状況

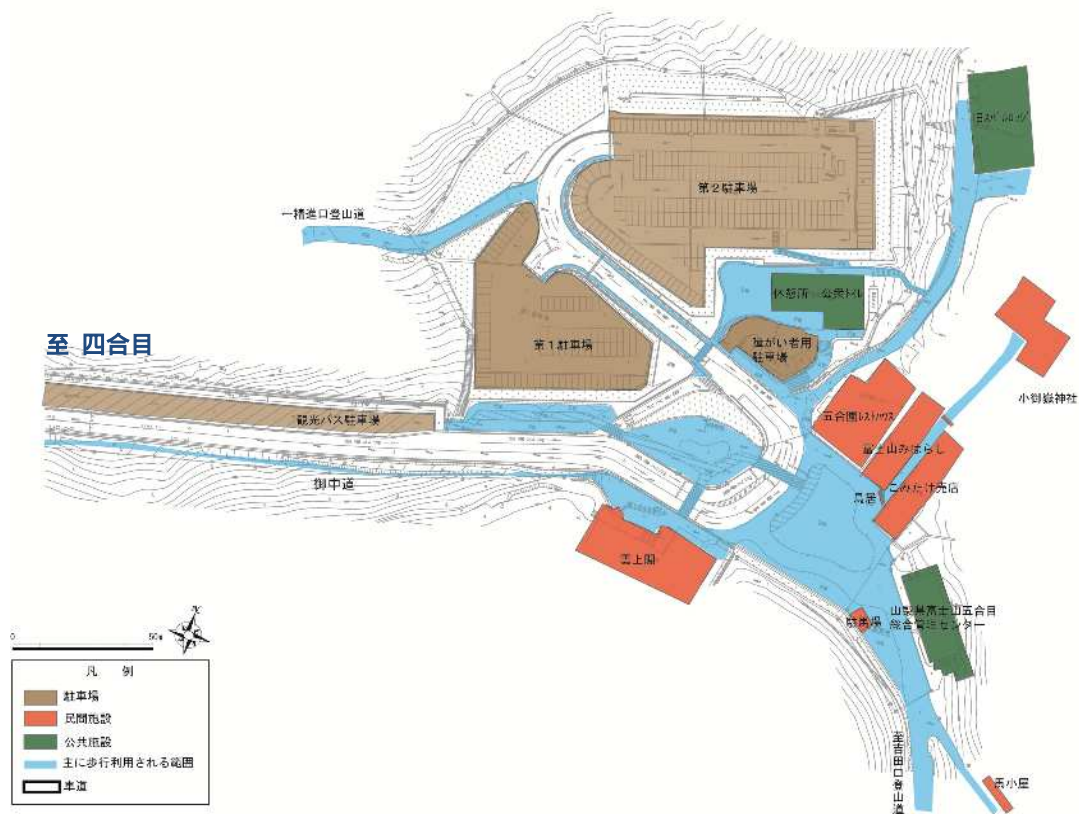
対象地域	主要施設	法規制の状況
富士スバルライン 五合目	・ 山梨県富士山五合目総合管理センター ・ 展望施設、休憩所、公衆トイレ ・ 駐車場、バス乗降場 ・ 小御嶽神社、民間施設（売店、宿泊施設等）	・ 国立公園（特別保護地区、第2種特別地域） ・ 特別名勝（B地区）
富士スバルライン 四合目（大沢駐車場）	・ 展望施設 ・ 売店、休憩所、公衆トイレ ・ 駐車場、バス乗降場	・ 国立公園（第1種特別地域）
奥庭、奥庭駐車場	・ 散策路、展望施設 ・ 駐車場、バス乗降場、公衆トイレ ・ 民間施設（売店等）	・ 国立公園（特別保護地区） ・ 特別名勝（A地区）
御中道	・ 散策路	・ 国立公園（特別保護地区） ・ 特別名勝（A地区）



図 2.1 対象地域の範囲

宿舎以外の工作物や道路等に関する詳細な基準は参考資料に掲載

【富士スバルライン五合目】



【富士スバルライン四合目（大沢駐車場）】

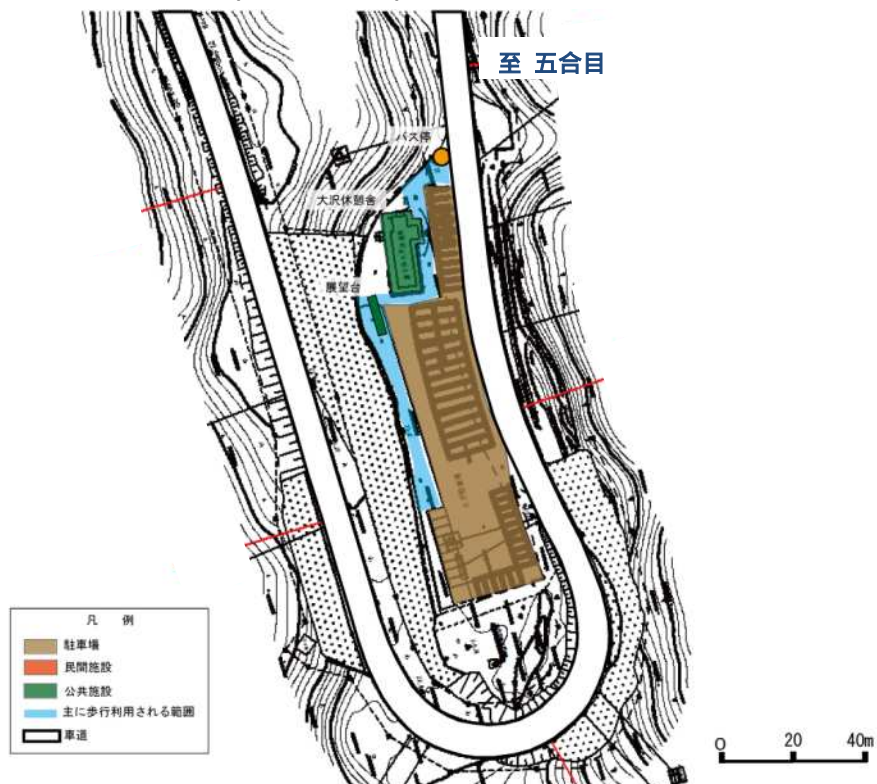


図 2.2 富士スバルライン四合目・五合目の施設配置図

2.2 歴史的な成り立ち

富士山五合目周辺は、新富士火山の中腹に突き出た小御岳山頂の特異な自然環境などにより、古くから人々の信仰の拠り所となってきたと考えられます。

小御嶽神社は西暦 937 年に創建されたと伝えられており、地域住民（現在の鳴沢村）の鎮守（祠）としての機能を有していたと考えられています。

さらに、修験者の登山道（修験道）の中継機能を経て、富士講隆盛期の江戸中期以降（18 世紀半ば～）においては、神聖な地域への玄関（てんちのさかい天地境）や富士山信仰（中道巡り）の巡拝拠点としての機能を果たしてきました。

その後、昭和 27 年に河口湖駅からの路線バス路線開通、さらに昭和 39 年の富士スバルラインの開通により信仰以外の目的で入山する登山者や五合目を目的地とする観光客が増加し、登山者や観光客の利用拠点や交通拠点としての機能が強まってきました。

このように、対象地域においては、時代の流れとともに、富士山に対する人々の関わり方、五合目周辺の利用者層や機能も移り変わりながら現在に至っていますが、いつの時代においても、人と信仰、人と自然、人と人、道と道など、様々な要素が交わる「結節点」であり続けてきたことは大きな特質といえます。



江戸末期の小御嶽神社（「富士山真景之図」1848 年）

表 2.2 富士山五合目（小御岳周辺）の歴史的変遷（まとめ）

時代区分 （出来事）	富士山信仰の変遷	五合目（小御岳）周辺の変遷	
		利用者	五合目（小御岳周辺）の機能
噴火と遙拝 <～11世紀頃>	● 噴火活動が活発→富士山は恐れ敬われ、麓から遠く仰ぎ拝む対象。	地域住民 （鳴沢村）	● 地域住民の鎮守（祠）の機能 （新富士火山から突き出した小御岳山頂の地形的特質が独特の景観と雰囲気を生み、この場所自体が信仰の対象となるとともに、山頂の遙拝所的役割を持ったと思われる）
修験者による登拝・登山道開削 <12世紀頃～>	● 噴火活動の鎮静化につれ山の霊力を身につけるため修験者が山中へ。	修験者	● 登山道（修験道）の中継機能 （河口御師集落は富士講成立以前の中部山岳地方の富士山信仰者を対象としていたとみられる。河口集落から小御岳を経て「ケイアウ道」で山頂へ。）
信仰の大衆化 <14世紀頃～>	● 修験者に導かれ、一般人も富士山へ登拝。信者を世話する宿坊や御師集落発生。	修験者 道者	
富士講隆盛期 <18世紀半ば～>	● 富士山信仰の教義化が進むとともに、講を組んで参拝する信者多数。信者を支援する御師、茶店、岩室（山小屋）も発達。	富士講者	● 神聖な地域への玄関（天地境）機能 ● 富士山信仰(中道巡り)の巡拝拠点機能 ● 登拝者・巡拝者の支援機能（休泊所：茶屋・山小屋）
交通の発達 <明治～大正～昭和初期>	● 明治政府の神仏分離令により、富士講の一部は神道化。講員は大きく減少。 ● 一方で、山麓への鉄道敷設等により信者の身体的負担の軽減（麓までの馬車・鉄道利等の利用）。代参講の必要性減少。女人禁制の廃止。	富士講者【弱】 登山者（登山家・探検家、外国人・女性も）	● 富士山信仰(中道巡り)の巡拝拠点機能→【弱】 ● 登拝者・巡拝者の支援機能、その他来訪者の休憩機能（休泊所：茶屋・山小屋） ● 信仰以外を目的とする登山者・観光客の利用拠点機能 ● 交通拠点機能
<昭和中期～> 船津口登山道 バス路線開通	● 交通機関の発達とともに、信仰以外の目的で登山する人が急増（S30年調査で信仰登山2%）。	登山者（大衆） 観光客【中】	● 登山者や観光客の利用拠点機能 ● 来訪者の休憩機能（休泊所：売店、宿泊施設等） ● 交通拠点機能
富士スバルライン開通後	● 富士スバルライン開通により、富士講信者を含めた大多数が五合目起点に山頂を目指す。	登山者（大衆） 観光客【強】 外国人客の増加	● 観光客や登山者の利用拠点機能【強】 ● 来訪者の休憩機能（休泊所：売店、宿泊施設等）【強】 ● 交通拠点機能【強】

2.3 四合目・五合目が有する要素と機能

2.3.1 信仰・文化に関わる要素

対象地域では、富士山信仰ゆかりの文化的資産として、御中道や富士山小御嶽神社が存在しています。

御中道は、富士講の修行のひとつとして行われていた中道巡り（御中道巡拝）のルートであり、戦国時代には既に拓かれていたとされています。大沢崩れ越えなど危険を伴うものであったため、山頂への登頂を3回以上行った者でないと御師による許可が受けられず、道中の事故に対しては自己責任とする願状を提出する必要がある等、富士信仰における難行として位置づけられていました。現在では、五合目から泉ヶ滝を経て六合目に至る区間が登山道として、また五合目から御庭間を散策路として山梨県が管理し、それぞれ夏山期間及び雪解け後から11月頃まで利用されています。

また、五合目は吉田口登山道との関わりも深く、旧来より吉田口登山道五合目（中宮）から小御嶽神社に至る参詣道（横吹と呼ばれ、現在の佐藤小屋～泉ヶ滝～小御嶽神社のルート）があり、現在も登山道として利用されています。

小御嶽神社は、西暦937年に創建したと伝えられ、富士講隆盛期には富士行者が中道巡りや富士登拝の行程の拠点として利用されていました。特に、中道巡りを終え小御嶽神社に到達した行者は、使用していた杖や草履は聖地を通ったものとして封じ、御師から大行成就の焼き印・証を得たとされています。また、社殿の土地はかつて天狗が支配する土地とされたことから、末社には天狗が祀られるほか天狗に由来する巨大な斧・剣・下駄などが奉納されており、境内には富士講による石碑、灯籠、狛犬、玉垣など多数の奉納物があり、最も古いものは江戸期の灯籠とされています。なお、現在の本殿は昭和49～50年頃に建築されたものとなっています。

また、富士スバルライン五合目には、富士講ゆかりの石造物と考えられている石碑（こみたけ売店脇）や手水石（富士山みはらし裏）が現存しています。

【信仰・文化に関わる要素】

- ・御中道（富士講の修行のひとつ“中道巡り”の場）
- ・小御嶽神社（社殿、鳥居、参道、富士講信者の寄進物（マネキ等）、神輿、神事など）
- ・富士講ゆかりの石造物（石碑、手水石）

2.3.2 自然・景観に関わる要素

対象地域は、標高 2,000m～2,300mの富士山の中腹にあり、特に森林限界付近に位置する御中道は、雪崩等による攪乱なども多く、スコリア原野～亜高山針葉樹林帯まで多様な植生を形成しています。スコリア原野にはオンタデなどの富士山の特徴的な植物が生育し、森林内には、初夏のハクサンシャクナゲやコケモモなどの高山植物が咲き、苔が密生するなど亜高山特有の自然を呈しています。また、御庭・奥庭では強風により形成された風衝樹形が見られるほか、富士スバルライン四合目周辺では平成 26 年 3 月に発生した大規模な雪崩による自然攪乱からの今後の植生の変遷過程を観察していくことができます。

また、富士山が過去噴火した証拠でもある火口列や大小様々な側火山の跡、溶岩流など火山性地質資源も見ることができます。

さらに、対象地域では富士山の山頂の展望を始め、周辺山岳や山麓、富士五湖の眺望などの他、場所（富士スバルライン四合目）によっては駿河湾や南アルプス連峰の風景、季節や時間帯によっては御来光、夕焼け、雲海、夜景など変化に富んだ様々な風景を見ることができます。

【自然・景観に関わる要素】

- ・富士山山頂の展望(遥拝)、周辺山岳及び山麓、富士五湖などの眺望
- ・御来光、夕焼け、雲海、夜景などの変化に富んだ様々な風景
- ・亜高山帯の植物や植生(スコリア原野、亜高山針葉樹林、風衝樹形など)
- ・火山性地質(火口列、側火山、溶岩流など)

表 2.3 対象地域の代表的な自然・景観に関わる要素

エリア・要素	植物・植生	地形・地質	景観
富士スバルライン 五合目	● 亜高山針葉樹林帯 ● 旗型樹形	● スコリア、溶岩	● 山頂の展望（遥拝） ● 周辺山岳及び山麓、富士五湖などの眺望 ● 御来光等の風景
富士スバルライン 四合目(大沢駐車場)	● 亜高山針葉樹林帯 ● 自然攪乱	● スコリア、溶岩	● 山頂（剣ヶ峰）の展望 ● 駿河湾や南アルプス連峰の眺望
奥庭、奥庭駐車場	● 風衝樹形 ● コケモモ群生地 ● 野鳥の飛来地	● スコリア、溶岩	● 山頂の展望
御中道（五合目～御庭）	● 亜高山針葉樹林帯、スコリア原野 ● 旗型樹形 ● ハクサンシャクナゲ、コケモモ群生地 ● 自然攪乱	● スコリア、溶岩 ● 火口列、側火山、溶岩流	● 山頂の展望 ● 周辺山岳及び山麓、富士五湖などの眺望

2.3.3 来訪者支援に関わる機能

(1) 富士スバルライン五合目

富士スバルライン五合目は、富士講隆盛期より中道巡りや富士山頂へ至る行程の拠点となっていたため、小御嶽神社に付属して山小屋があり、登拝者・巡拝者の支援機能（休憩や宿泊）を有していました。

その後、信仰以外の目的で来訪する登山者や観光客の増加や、交通の発達（富士スバルライン開通など）により、現在では公共3施設（うち未使用1施設含む）、民間5施設（小御嶽神社含む）が立地し、様々な来訪者支援サービス（総合案内、救護、公衆トイレ、休憩、宿泊、食事、物販、登山装備など）が提供されています。また、かつては物資輸送手段として用いていた馬文化が、現在では乗馬体験（吉田口登山道など）として観光サービスが提供されています。

山梨県富士山五合目総管理センターでは、総合案内や警察・消防を含む関係機関の詰所、救護所のほか、インフォメーションビデオルームや情報提供（展示）スペースを設置し、世界遺産の価値や登山ルール・マナー等の情報提供を行っています。

さらに、自然観察員や公園利用指導員による自然解説（御中道などのガイド）や利用指導が行われており、民間事業者等による自然散策ガイドツアーや五合目御来光ツアーなどのサービスも提供されています。



図 2.3 来訪者支援施設の配置図（富士スバルライン五合目）

(2) 富士スバルライン四合目（大沢駐車場）

富士スバルライン四合目（大沢駐車場）には、来園者支援施設として、公共施設 1 棟（公衆トイレ、休憩スペース、物販）が立地しています。

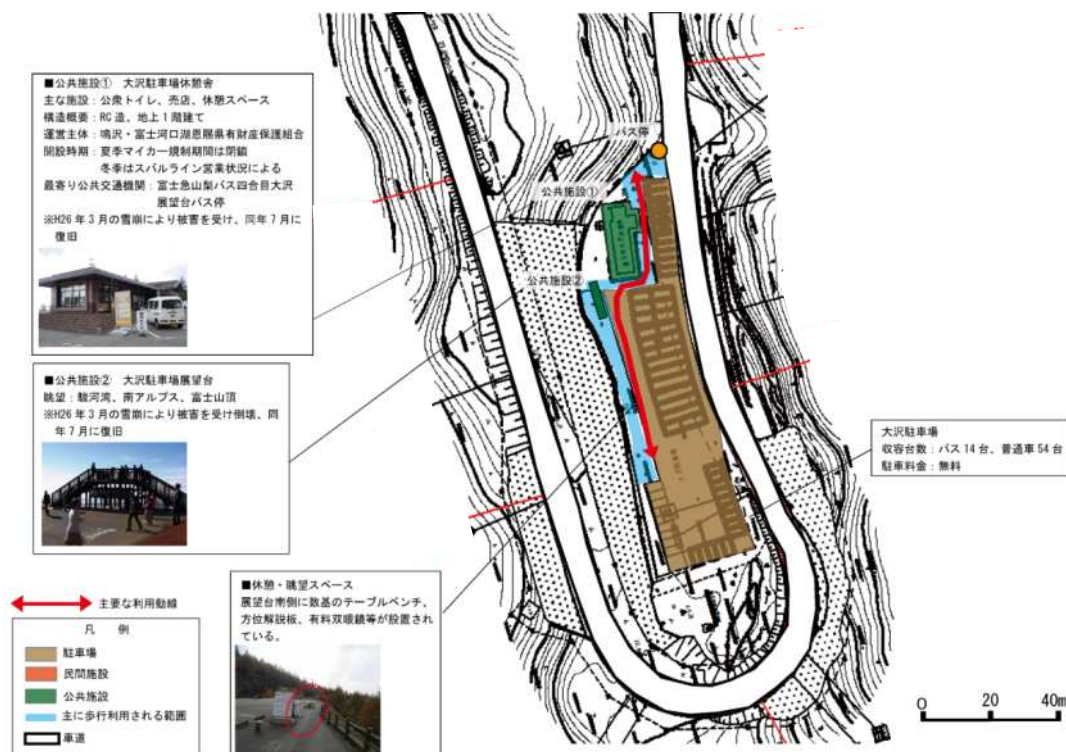


図 2.4 来訪者支援施設の配置図（富士スバルライン四合目）

(3) 奥庭・奥庭駐車場

奥庭・奥庭駐車場には、公衆トイレ及び民間施設（奥庭荘）が立地しており、民間施設では宿泊、食事及び物販などのサービスが提供されています。

【来訪者支援に関わる機能】

- ・来訪者支援施設（インフォメーションセンター、救護所、公衆トイレ、休憩、宿泊、食堂など）
- ・登拝（登山）支援物資の物販（登山装備）
- ・登拝（登山）支援物資以外の物販（土産品）
- ・乗馬（観光）
- ・案内図、標識類、安全施設
- ・即時的・多様な情報提供やガイド（登山、見どころなど）

2.3.4 交通に関わる機能

対象地域へのアクセスは、かつては吉田口登山道五合目から小御嶽神社への参道（横吹）や旧船津口登山道（富士講の隆盛とともに吉田口登山道がメインルートになるにつれて衰微し、現在では往時のルートは不明）が利用されていました。

鉄道や自動車を利用される時代に入ると、新たに精進口登山道が開設（大正 12 年）され、昭和初期には一般県道として整備されました。さらに戦後になると新たな船津口登山道が整備され、昭和 27 年には路線バスが運行されるようになりました。

さらに、富士スバルラインの開通（昭和 39 年）後は、これらの登山道に代わって富士スバルラインが主なアクセスルートとなっています。なお、これらの登山道は、現在では車両通行はできませんが、麓から五合目までの登山道・散策路として利用されています。

また、富士スバルライン四合目（大沢駐車場）、奥庭駐車場、富士スバルライン五合目には、マイカー、観光バス、路線バスなどが乗り入れを行うための駐車場やバス停が設置されています。さらに、富士スバルラインでは、平成 6 年より計画的なマイカー規制が実施されており、この期間は、山麓（富士北麓駐車場）からシャトルバスが運行されています。

【交通に関わる機能】

- ・交通の利便性（富士スバルライン、駐車場、バス停、タクシー乗降場）
- ・吉田口登山道との接続（横吹）
- ・旧船津口登山道、旧精進口登山道（五合目までの登山道、車両通行不可）
- ・馬による物資運搬（自動車による物資運搬以前）

第3章 四合目・五合目の基本理念と将来像

3.1 基本理念

当該地域は、世界遺産に登録された「富士山～信仰の対象と芸術の源泉～」の構成資産「富士山域」にあって、信仰上の重要な拠点としての歴史を有し、また富士山の展望や豊かな自然を味わうことができる重要な場所でもあります。

さらに、過去から現在に至るまで、麓から伸びる複数の道がこの地で交わり、多くの人が行き交う結節点であり続けており、将来にわたりますます多様な人々が訪れ、富士山の魅力に触れる場となることを見込まれます。

一方、交通などの利便性の向上などに伴い、かつてここが信仰の場であったことが容易に認識できなくなっているのが現状です。

このため、ここを訪れる人々が国籍や宗教観を超えて等しく富士山に向き合い、その神聖さや美しさに感動できるとともに、安心して、何度も訪れたくなる、世界遺産にふさわしい空間にしていけることが大切です。

3.2 四合目・五合目の将来像(あるべき姿)と基本目標

基本理念を踏まえ、四合目・五合目地域の将来像(あるべき姿)を次のように描きます。

【地域の将来像】

富士山の神聖さ・美しさが感じられる場

充実感・満足感が得られる場

安心して訪問・滞在できる場

3つの将来像と、その実現に向けた基本目標を次のとおり設定します。

地域の将来像 富士山の神聖さ・美しさが感じられる場

五合目周辺は、かつて“^{てんちのさかい}天地境”(「焼山」(天)と「木山」(地)の境界)と呼ばれ、中道巡りなど富士山中腹の信仰拠点となっていました。しかし山麓からのバス路線の開通や、続く富士スバルラインの開通を機に、駐車場などの交通施設、休憩所や売店・宿泊などの来訪者の支援施設などが集中・混在し、信仰のシンボルとなる遥拝(展望)場所、神社、御中道などが埋没しているため、富士山の荘厳さや神聖さを感じにくくなっているのが現状です。

特に現在の展望場所や小御嶽神社周辺は、人工的な空間(建物、ロータリー)になっており、さらに看板などの屋外広告物や建築物の色彩・意匠の統一性も低いため、信仰空間であることが認知しづらくなっています。

このため、富士山の神聖さや自然を感じられる空間と来訪者が様々な学びや交流ができる空間の境界を明確にし、混在している様々な要素・機能の再整理を進めるとともに、世界遺産にふさわしい雰囲気醸成を図ります。

【将来像実現に向けた基本目標】

- ・五合目の様々な要素の境界を明確にし、信仰空間の視認性を高めます
- ・世界遺産の雰囲気を損なわない、質の高い空間形成を図ります
- ・富士山体や御来光など神聖な景観の展望を確保します



富士講信者が奉納したマネキ等(小御嶽神社)

地域の将来像 充実感・満足感が得られる場

当該地域は、富士スバルラインの開通により交通の利便性が飛躍的に向上し、誰もが気軽に訪れることが可能になりました。併せて、来訪者数の増加に伴い売店等の観光サービスが充実しましたが、四合目・五合目を利用する来訪者の多くは滞在時間が短く、回遊性も低いことから、富士山の歴史文化的な価値や自然の魅力を十分に体験・理解できない状況にあります。

このことは、利便性が追求されてきた一方、精神的な充実感や満足感を満たす機会が少ない表れとも考えられます。

当該地域には、御中道や山麓を結ぶルートなど、魅力の高い場所が多いことから、それらを適切に保全しつつ利用の機会を増やすことによって、より深く感動を実感できる場を提供することが大切です。

また、富士山信仰の歴史における五合目の位置付けや、御中道をはじめとする巡礼路の結節点であること等、富士山そのものや五合目の信仰・文化面の魅力に関する体験を通じて、来訪者の知的探究心が充足されることも必要です。

その際、今後も世界中の国々から年齢も価値観も様々な人々を迎え入れるため、ハード・ソフト両面にわたりきめ細かな対応を実施していくことが求められます。

このため、四合目及び五合目地域、さらに山麓も含めた周遊コースの提案とともに、当該地域の自然・景観上の魅力を発掘し、その利用体験の機会提供を進めるとともに、多様な来訪者への受け入れに向けたきめ細かな配慮を検討します。

【将来像実現に向けた基本目標】

- ・山麓も含めた四合目・五合目の面的活用の促進を図ります
- ・四合目・五合目における上質な利用体験の提供を進めます
- ・多様な来訪者への配慮を進めます



御中道（御庭周辺）からの山麓の眺望

地域の将来像 安心して訪問・滞在できる場

当該地域には、年間で 300～400 万人が来訪し、ピーク時には 2,500 人/時間程度の来訪者が滞留していると推定されます。富士山が活火山であり、脆弱な地質の傾斜地で、麓との連絡路が限られることから、自然災害への備えを充実させる必要があります。

そこで、四合目・五合目の民間事業者、山梨県道路公社及び行政機関は「富士スバルライン五合目自主防災協議会」を組織し、平成 25 年から防災訓練を継続実施しています。また平成 27 年には滞在用のヘルメット等の備蓄を強化するなど、着実に対策を進めていますが、今後も多数の避難者を一時的に受け入れる施設や安全な避難路の複数確保、情報の収集・伝達や避難誘導體制の確立などを充実させていく必要があります。

また、五合目ではロータリー脇が観光バスの乗降場所となっているなど、車両と歩行者の動線が交錯し、安全性や快適性が損なわれています。また、利用したい施設の場所がわかりにくいなど、誘導や施設配置などにも改善の余地があります。

このため、様々に想定される自然災害などへの対策を充実させるとともに、現状の車両と歩行者の動線の分離、わかりやすい利用動線や誘導のあり方などを検討し、安全で快適な誘導やサービスの提供を図ります。

【将来像実現に向けた基本目標】

- ・自然災害等への備えを強化します
- ・スムーズで安全な歩行者・車両動線の整理を行います



来訪者等の避難誘導訓練（富士スバルライン五合目自主防災協議会）

第4章 将来像の実現に向けた取組方針

4.1 基本方針

4.1.1 富士山の神聖さ・美しさを感じられる場の形成

(1) 五合目の神聖な雰囲気醸成

我が国の社寺仏閣などでは、外部との境界を示す工夫が設けられており、これらは来訪者に対し、視覚的に「異なる領域」の存在や場の神聖さ、清浄さなどを知らせることで、移動に際して意識の変化を促す狙いがあります。

しかし、現在の五合目では様々な要素が混在し、本来の「信仰と文化」の拠点としての富士山の荘厳さや神聖な雰囲気を感ずる場になっているとは言い難い面があります。

このため、信仰や文化に関わる要素と、食事や売店、交通施設などの来訪者支援要素を物理的あるいは視覚的に区分し、五合目が信仰の場であることを容易に認識できるよう工夫します。

また、かつての吉田口登山道五合目には、中宮三社と呼ばれる複数の神社があり、そこには遥拝所があったと伝えられていることから、富士山の中腹においても、山頂や御来光などを拝む重要な場が設けられていたと考えられます。

現在でも、四合目及び奥庭周辺には山頂などの展望が優れた場所が多くありますが、五合目では利用者が富士山を眺められる場所が散在しており、ロータリー中央部や広場などが多く利用されています。しかし、これらの場所は人や車の動線、休憩場所などの利用が交錯しており、神聖な雰囲気での展望（遥拝）できる環境になっていません。

そのため、五合目において、信仰の対象そのものである富士山の山体や、信仰活動の象徴ともいえる御来光を展望できる場所を確保します。

【取組の視点】

- デザインやランドマークの明確化による要素・境界の明示や原地形・勾配を活かした境界の形成を意識した将来的な施設・機能配置の検討
- 人工物に阻害されずに富士山体や御来光などを遥拝（展望）できる場所の確保

(2) 世界遺産にふさわしい良好な景観の形成

現在の五合目には、富士スバルラインの駐車場をはじめ、公営・民営の情報提供施設や宿泊・商業施設が、限られた空間に密集して立地しています。

これらの施設は、信仰拠点であった頃から現在に至るまで、来訪者へ必要な情報・物資・アメニティの提供と支援を担ってきました。一方で、これらの施設は富士スバルライン開通後、利用者の増加と併せて規模の拡大が進み、周辺景観との不調和や信仰・文化的な要素の埋没化などの課題が発生しています。今後は、来訪者へ必要な支援機能を維持しつつ、富士山山体の玄関口としての神聖な雰囲気や周辺の自然景観との調和を両立させていく必要があります。

このうち建築物については、「富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書『公園事業取扱方針』」に壁面を「茶色系、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。」と規定されていますが、建物間で色彩の使い方に統一感がなく、部分的には彩度（鮮やかさ）や明度（明るさ）が強調された箇所が残されています。

そのため、建物をはじめとする人工構造物は、周辺の火山噴出物に覆われた斜面や樹林などの景観に対し違和感がなく、かつ人工構造物全体としての存在感を低減させるよう、より一層統一的な色彩・演出への修景方針を検討します。

また、建物外壁に設置された看板等の屋外広告物は、公民連携のもと撤去・改善（色彩の調和、小型化など）が進められています。これらの取組について、「山梨県屋外広告物条例」や「富士山における標識類総合ガイドライン（富士山標識関係者連絡協議会）」等 に示された基準なども勘案しながら、より一層緻密な景観配慮を促進するとともに、建物以外の工作物や屋外設備についても、安全性に支障が無い範囲での景観配慮を進めます。

【取組の視点】

- 神聖な雰囲気や歴史文化に配慮した建物意匠、屋外広告物等における景観的配慮の推進
- 道路施設や各種工作物における景観配慮の推進

4.1.2 充実感・満足感が得られる場の形成

(1) 四合目・五合目の保全と上質な利用体験の提供

標高 2,305m に位置する五合目は、富士山の森林限界付近に位置し、周辺ではスコリアなどの火山噴出物に覆われた荒原斜面とカラマツ・ダケカンバなどの高山性の樹林やシャクナゲ等の高山植物が混在した風景を楽しむことができます。また山麓側には河口湖、山中湖などの富士五湖の景観や御坂山地が広がり、近景～遠景まで変化に富んだ魅力的な眺望地点となっています。

四合目周辺は、豊かな自然や五合目とは違った独特の風景に恵まれており、富士山の火山活動の証である火口列や側火山跡などのダイナミックな地質資源や植物資源など、富士山の自然に関する多様な要素が数多く分布しています。

特に御中道や御庭・奥庭周辺は気軽なハイキングや自然観察ルートとしての魅力を備えています。また、大沢駐車場は、駿河湾までの広大な眺望や日本最高峰の剣ヶ峰の眺望が得られるとともに、雪崩による自然攪乱からの植生回復を間近で観察できる貴重な立地となっています。

しかし、現状では利用拠点が四合目大沢駐車場、奥庭駐車場、五合目に分散しており、特に四合目大沢駐車場と奥庭及び五合目は徒歩で巡ることができない状況です。

そのため、自然環境・安全性を踏まえた周遊ルートの設定等により、富士スバルライン五合目の利用分散と四合目・五合目全体での周遊性の向上を推進するとともに、富士山の多様な魅力を体験できる機会の増進を図ります。

【取組の視点】

- 五合目～四合目(～山麓)の周遊性の向上
- 富士山の多様な魅力の紹介と上質な利用体験機会の増進

(2)多様な来訪者への配慮

近年国外からの来訪者の増加に伴い、その国籍も多様化しており、標識やパンフレット類の多言語化や通訳サービス(外国人案内人の配置、タブレット端末による通訳)の提供、民間施設における多言語対応が行われています。

一方で、誰にも分かりやすい利用動線や誘導・案内の実現、五合目の自然や信仰・文化に関する情報提供の充実、外国人マナーの向上などが課題となっています。

このため、景観との調和も考慮しながら、適切な標識や動線案内のあり方を検討するとともに、富士山の信仰・文化、自然、さらに登山に関する情報などを効果的に発信するための体制やその進め方などについて検討を進めます。

【取組の視点】

- 増加する外国人など、様々な来訪者に配慮した情報提供の推進
- 提供されるサービスや利用者マナーの向上

4.1.3 安心して訪問・滞在できる場の形成

(1)自然災害等への備えの強化

富士山は、宝永噴火(1707年)以降火山活動は沈静化していますが、今後も噴火の可能性がある活火山です。また火山災害だけでなく、大規模地震や大雨・大雪等による交通途絶や土砂災害などが懸念されます。

このことを踏まえ、地元関係者によってスバルライン五合目自主防災協議会が組織されているのをはじめ、富士山の突発的な噴火災害に対応するため、観光客・登山者や関係者の噴火時の避難行動や支援の目安として、平成27年度に山梨県が「富士山噴火時避難ルートマップ」を作成しています。

五合目は、避難路となりうるルート(富士スバルライン、吉田口登山道、滝沢林道、精進口登山道、御中道)の結節点であり、また登山者を含む多数の来訪者が滞留・退避する場所としても重要な役割を担っていることから、一時避難スペース及び避難路の確保、情報の受伝達や避難誘導體制などの確立を進めます。

【取組の視点】

- 観光客や登山者の避難誘導體制の強化
- 緊急時の情報収集・伝達体制の整備

(2)スムーズで安全な利用動線の整理

富士スバルライン開通以降、五合目にはマイカー、観光バス、路線バス、タクシー、シャトルバス（マイカー規制期間中のみ運行）などの様々な車両が乗り入れを行っています。このうち観光バスについては、大量の乗客の乗降をロータリー脇の横断歩道上付近で行っているため、車両と歩行者の動線が交錯し、安全性や快適性が損なわれています。また、ロータリー内やその周辺が富士山体などの展望スペースとして利用されていることから、車両動線上への来訪者の出入りや写真撮影が行われ、歩行者と車両の接触の危険性などが危惧されます。

このため、歩行者を優先した利用動線や車両の乗降・駐車場所の再整理、歩行者の利用主動線上のバリアフリー化等の検討を行います。

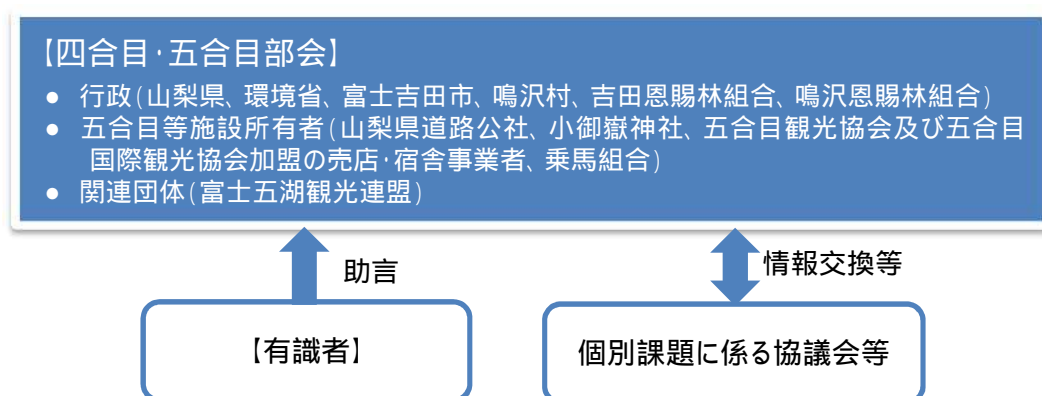
【取組の視点】

- 歩行者に配慮した利用動線の検討
- 円滑な歩行動線・誘導のあり方の検討

4.2 取組体制

将来像の実現に向けた取組について、地元関係事業者、山梨県及び関係団体等で組織する「富士山世界文化遺産保存活用推進協議会『四合目・五合目部会』」において、有識者や利用者等の意見を随時受けながら継続協議し、着実な取組の推進を図ります。

また、個別課題について関係者で構成する協議の場などが設置されている場合には、それら協議会・団体等との情報交換や連携を図り、効果的・効率的な対応を進めるものとします。



4.3 将来像の実現の見通し

ランドデザインで提案する“目指すべき将来像”は、当該地域に携わる官民様々な関係者によって段階的に実施され、維持されることによって、はじめて姿を現すものとなっています。これには長い時間が必要であり、そのためには比較的短い数年間単位のサイクルで繰り返し取り組むべきことと、数十年後の次の世代に引き継ぎながら取り組むべきことが併存していることを認識する必要があります。

また、将来像を実現するためには、当該地域の関係者間の合意形成のみならず、当該地域を訪れる国内外の来訪者に対しても、世界文化遺産富士山としての当該地域のあり方に対する意識の醸成を深めていく必要があります。

以上のことから、当面短期的に実施すべき項目と、長期的な視点から実現を目指す項目に分けて、取り組みを進めていくものとします。

表 4.1 将来像実現の時間的な見通し

項 目	主な対応事項
短期	当初段階として速やかに取り組むべき事項 (東京オリンピック・パラリンピック開催時期を目途)
中長期	相応の経費や準備期間を要して取り組むべき事項や、 すぐには解決が困難であるが、次世代への事業継承を想定して取り組むべき事項

第二部 基本計画

第一部に掲げた「あるべき姿（基本理念及び将来像）」の実現には、相応の時間を要することが見込まれます。

そのため、特に様々な施設が集中し、多くの来訪者を迎える五合目について、四合目との面的な活用のあり方を含め、具体的にどのような姿にしていくのか、その内容と工程、役割分担について、地元関係者が一同に会して検討することを、ここ数年の短期的な取組と位置づけます。

並行して、将来像に着実に近づいていくため、早期に取り組むべき事項について、鋭意進めることとします。

- ・現在の四合目・五合目の諸施設において、個性が主張し合うことにより景観を阻害している要素を抑制（“引き算”）することで意匠改善を進め、全体的なまとまりや統一感を創出
- ・来訪者に対するサービスの内容やその提供手法の検討
- ・突発的な災害が発生した場合における円滑な避難誘導の実施に向けたハード・ソフト両面からの体制整備

将来イメージの具体化に向けた検討

-1 長期的に実現を目指す五合目の将来の姿の検討

【想定される取組内容】

- 長期的に実現を目指す「五合目エリアの将来的な姿（施設配置、施設等のデザイン、実施時期等）」の協議

様々な施設が集中している五合目について、ここが信仰の場であることを来訪者に容易に理解いただくためには、「信仰・文化」に関わるゾーンと、「来訪者支援」に関わるゾーン及び「交通施設」に関するゾーンを視覚的あるいは物理的に区分することが有効です。

このため、五合目の神聖な雰囲気醸成を目指し、長期的な視点から実現を目指すべき五合目の具体的な姿を議論し、その実現に向けた工程の検討を進めます。

【主な関係者（協議の場）】

〔四合目・五合目部会〕

上記部会構成員以外からも意見を聴取する機会を確保

< 将来的な空間構成・施設配置等の検討 >

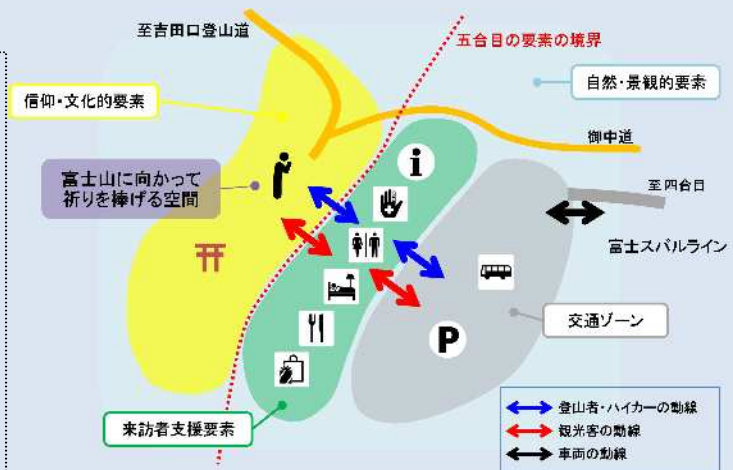
今後さらに関係者間で具体的な議論を進めていくため、「富士山四合目・五合目グランドデザイン検討委員会」においてまとめた五合目のゾーニング案を下図に、またそれらを踏まえた将来イメージを次頁に2例示します。（いずれも、具体的に議論を重ねる過程で随時修正されていくものです。）

その際、五合目が信仰の場であることが来訪者に容易に認知されるよう、信仰や文化に関する施設・機能と、来訪者の支援・サービスに関する施設・機能を明瞭に区分する工夫を施すこととします。

- ・路面や参道等のデザインやランドマーク（例：鳥居、参道など）の明確化による要素・境界の視覚的な区分
- ・原地形や勾配を活かした物理的な境界の形成

< ゾーニング案の考え方 >

- 「信仰・文化的要素」と「来訪者支援要素」の境界を、地形の高低差や視覚効果を活かして再構成
- 「交通」ゾーン（駐車場）を起点として、「来訪者支援」ゾーン→「信仰」ゾーンへ至る動線を形成
- 人と車両の動線を分離



将来イメージ



整備イメージの一例

[全体土地利用]

- 地形の高低差を活かし、「信仰・文化要素」と「来訪者支援要素」の境界を明確化
- 来訪者支援施設を集約

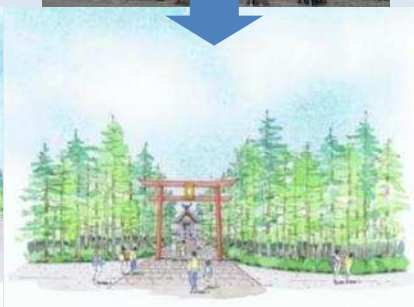
[景観形成]

- 統一的な建物意匠や建物高さに配慮
- 神社参道入口は、人工的な要素を極力排除し、富士山の風景や、荘厳な雰囲気を感じられる空間の形成
- 来訪者が富士山信仰の証である御中道、鳥居・参道、神社を認識できる場

Ⓐ 五合目全景



Ⓑ 小御嶽神社参道入口



Ⓒ 駐車場から富士山方面



上記イラストは、いずれも整備イメージの一例

将来イメージ



整備イメージの一例

[全体土地利用]

- 現況の土地利用を活かし、「信仰・文化要素」と「来訪者支援要素」の境界を明確化

[景観形成]

- 施設(売店)は現況配置を基本
- 建物は高さを抑えた1～2Fとし、極力視界が広がり、参道や神社が認識しやすい空間
- 統一的な建物意匠や建物高さに配慮し、富士山の風景や、荘厳な雰囲気を感じられる空間の形成

A 五合目主要施設



B 小御嶽神社参道入口



C 駐車場から富士山方面



上記イラストは、いずれも整備イメージの一例

-2 五合目～四合目～山麓の面的な活用と価値理解の促進

【想定される取組内容】

- 四合目大沢駐車場～御中道へのアプローチルートの検討
- 五合目（～山麓）の周遊性の向上

四合目・五合目周辺には、信仰の道でもあり、富士山山体・山麓双方に開けた多くの眺望スポットが点在する御中道や奥庭、山麓から森林地帯を巡る複数の登山道など、富士山の様々な魅力や価値を体験・体感できる場所が豊富にあります。これらが十分に伝わり利用が分散することで、富士スバルライン五合目に集中する観光利用の緩和とともに、富士山の多様性や価値の理解に繋がることが期待されます。

このため、信仰の道でもあった御中道の周知・活用の観点も考え合わせ、自然環境や安全性に配慮の上、四合目から御中道へのアプローチルートの設定などを検討するとともに、登山・散策路として潜在価値の高い精進口登山道・船津口登山道・吉田口登山道等の山麓と五合目周辺を結ぶルートの活用を促進することで、地域全体の周遊性を高め、富士山の歴史文化、自然や景観の利用体験機会の提供を推進します。

【主な関係者（協議の場）】

山梨県、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 等



奥庭からの眺望



御中道からの眺望



火口列の跡（御中道）



自然攪乱（四合目大沢駐車場周辺）

-3 山体や御来光などの視点場の確保策の検討

【想定される取組内容】

- 五合目特有の神聖な雰囲気や原風景、富士山の山体及び山麓の眺望に配慮した建物配置や構造の検討
- 五合目における展望(遥拝)スペースの確保検討

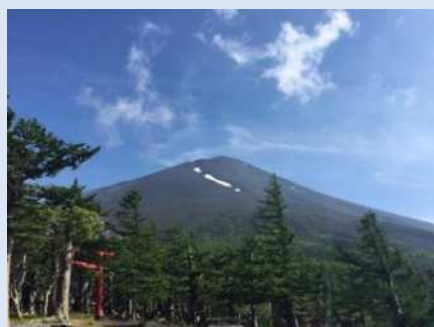
五合目は、過去に活動・生成した小御岳火山とその後活動した古富士・新富士火山に挟まれた鞍部に位置しています。その中であって、小御嶽神社周辺は、小御岳火山の山頂部の小高い場所に立地しており、人工構造物に遮られることなく富士山山頂及び御来光などが望める場所となっています。このため、小御岳火山山頂部周辺を信仰・文化的空間と位置付け、多くの来訪者が富士山そのものと向き合い、思いを馳せることができる場所となるよう、展望(遥拝)スペースを確保することを検討します。

【主な関係者(協議の場)】

山梨県、山梨県道路公社 等



現在の五合目の眺望箇所(五合目ロータリー広場部分)



小御嶽神北側付近からの眺望



五合目からの御来光
(富士の国やまなし観光ネットより)

-4 スムーズで円滑な利用動線のあり方検討

【想定される取組内容】

- 車両と歩行者の利用動線の見直しによる交錯の解消
- 観光バス等の乗降場所の再検討

四合目・五合目は、車両によるアクセス性が良好であることから、子どもから高齢者に至るまで幅広い年齢層が来訪し、さらに車椅子利用者など不特定多数の人が利用する自然探勝の場となっています。しかし、特に五合目においては、歩行者と車両の利用動線が複雑に交錯し、安全性や快適性が損なわれている状況にあります。

こうした状態を改善するため、例えばバスの乗降場所の変更や駐車場からの歩行者動線の見直しなどにより交錯の解消を図り、安全性と快適性の向上を図ります。

併せて、様々な人の利用を想定し、ハード・ソフト両面に係る当該地域のユニバーサルデザイン化に向けた検討を進めます。

また、五合目では、路線バスやシャトルバスの乗車場所、ツアーバスの停車場所、公衆トイレ、登山道や展望箇所の場所を示す標識等が少なく、来訪者が戸惑う場面がたびたび見受けられます。

来訪者の誘導にあたっては、初めてここを訪れる人でも迷わず目的の場所にたどり着けるよう分かりやすい利用動線の確保について考慮するとともに、景観に配慮した標識類の配置や路面のデザイン化などの実施を検討します。

【主な関係者（協議の場）】

山梨県、山梨県道路公社、バス事業者、五合目観光事業者 等



現在の大型バス乗降場所



現在の駐車場

当面の取組

短期的取組１ 諸施設の意匠改善（修景基準づくり）

1-1 建築物や広告等の意匠改善（景観形成）

【想定される取組内容】

- 統一的な雰囲気醸成に向けた建物意匠（デザイン、色彩・素材等）等のルールづくりの検討
- 歴史・文化的要素を考慮した五合目らしい施設等デザインの検討
- 看板等の屋外広告物の、より一層緻密な景観配慮の促進

天地の境と呼ばれ、富士山山体への玄関口であると同時に、古くから交通の要所としての賑わいを見せていた五合目のあり方を今後も継承していくためには、それらの歴史を踏まえた地域の特徴を生かしながら統一感をデザインしていく必要があります。

しかし、その実現には相当の時間を要することが想定されることから、短期的な取組として、世界遺産にふさわしい景観形成に向けた対応を進める必要があります。

このため、建築物が集積する五合目において、五合目特有の神聖な雰囲気や原風景、富士山体・山麓の眺望に配慮しながら、施設の統一的な雰囲気を醸成していくため、建築物や各種看板・広告物等の意匠（デザイン、色彩・素材等）を検討し、関係者相互の自主ルールとして運用しながら改善を進めます。

その際、「山梨県屋外広告物条例」や「富士山における標識類総合ガイドライン（富士山標識関係者連絡協議会）」等を踏まえ、現地の自然の基調色にならない景色に馴染む素材や色彩の設定、富士山の展望等を阻害しない建築意匠、わかりやすさを兼ね備えた広告物・標識のあり方などを関係者が協議し、統一感のある質の高い空間形成を図ります。

【主な関係者（協議の場）】

山梨県、山梨県道路公社、各売店事業者、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（四合目・五合目部会）



現在の主な民間・公共施設の状況（五合目）



民間事業者による屋外広告物の改善



色彩に配慮した自動販売機



色彩に配慮したガードレール



五合目茶屋風景（明治期）



三合目（彩色絵葉書）／明治後期以降

軒先にマネキ等の並ぶ吉田口三合目～五合目の茶屋の風景（明治期絵葉書）

出典：富士吉田市歴史民俗博物館「富士山叢書 富士を登る」

< 当面の建築物等修景のあり方検討の進め方(案) >

視点1

目につきやすい屋外広告物の改善

視点2

周囲の自然環境に馴染む色彩

視点3

統一的な意匠・素材等の工夫

[取り決め項目の例]

- ・不要な看板の撤去・集約
- ・看板類のルール(字体、デザイン、サイズ、色等)
- ・自然の基調色にならった外壁・屋根色の採用
- ・部材ごとの細やかな色彩の統一化
- ・化粧パネルや意匠を用いたまとまり感の創出 等

< 修景イメージの例 >

現況



修景イメージ1：屋外広告物の改善



修景イメージ2-1：外壁・屋根の色の変更(自然の基調色)



修景イメージ3-1：店舗看板や建具等の部分的な意匠の統一 CASE1



修景イメージ3-2：店舗看板や建具等の部分的な意匠の統一 CASE2



修景イメージ3-3：店舗看板や建具等の部分的な意匠の統一 CASE3 [化粧パネルの利用]



1-2 道路施設等の意匠改善(景観形成)

【想定される取組内容】

■ 道路施設や工作物等における景観配慮の推進

富士山五合目駐車場及びそこに至る道路景観も、周辺一帯の景観を印象づける要素として大変重要です。

近年整備された料金所やトイレ等はいずれも暖色系の低彩度色を用い、周辺の景観に極力馴染むような配慮や工夫がなされていますが、一方で、老朽化した防護柵や安全性を重視するあまり色彩や数が過剰になってしまったサイン等が残ったり、整備時期によりデザインが異なっていたりする箇所もあります。

このため、長期的な道路景観の整備方針を検討し、長く持続して使用・管理し続けられるデザインや建材の選定に留意し、要素毎の種類を増やさないようにしながら、富士山の眺望や周囲の自然と調和した施設整備を進めます。

【主な関係者（協議の場）】

山梨県、山梨県道路公社（、バス事業者）



道路工事用・安全用の侵入防止表示等の工作物

短期的取組２ 情報提供・サービスの充実・強化

2-1 上質な利用体験機会の増進

【想定される取組内容】

- 利用拠点における情報提供の強化、(情報提供施設の充実・整備の検討)
- 山麓を含む周遊ルートの設定及び整備、山麓を含めた周遊散策利用のPR
- 五合目等の自然解説サービスの強化と利用促進

富士山は、独立した成層火山として、美しい形姿だけでなく、世界遺産の由縁となった信仰の歴史とその対象としての存在価値、豊かな自然や厳しい環境に育まれた魅力ある資源などにも恵まれています。

これまでも実施されている五合目総合管理センターや休憩棟における情報提供活動の充実強化に加え、富士山五合目周辺公園利用協議会による五合目自然観察などの利用促進を図り、四合目・五合目の魅力を十分に味わえる展望や散策の場をより利用しやすくPRしながら、富士山の価値や魅力をより深く味わえる質の高い利用体験の提供を目指します。

【主な関係者（協議の場）】

山梨県、五合目観光事業者、恩賜林組合 等
〔富士山五合目周辺公園利用協議会、五合目観光協会、五合目国際観光協会 等〕



御中道（シャクナゲの頃）の風景



精進口登山道の風景



風衝樹形（小御嶽神社・旧スバルロッジ跡地周辺）



2-2 多様な来訪者への配慮の推進

【想定される取組内容】

- ゾーニング毎の要素や機能に適した適切な多国語対応の検討
- 行動起点となる駐車場や境界部等への標識類の配置検討(景観・眺望配慮含む)
- 来訪者支援サービスの質と利用の質(マナー、ルール)の向上

多くの来訪者の行動起点となる五合目における情報提供や利用指導等に関する活動を強化するとともに、施設や運営体制について継続的に協議します。

情報提供施設のあり方については、空間構成・利用動線の整理に併せ、充実・強化に向けた検討を行います。

また、国内外からの多様な人々が来訪している現状を踏まえ、情報提供の拠点施設や主要地点において、ピクトグラムを活用や多言語対応に配慮した標識類の整備など、適切な対応を推進していきます。

その際、標識類の設置は、行動起点となる駐車場や各ゾーンの境界部等への配置を基本とし、さらに自然景勝地としての特性を踏まえ、景観や眺望を阻害せず、かつ来訪者が視認しやすい適切な設置位置の検討を進めていきます。

さらに、多様且つ多数の来訪者をお迎えする当該地域にあたっては、より一層、来訪者支援サービスの質を向上させるとともに、併せて来訪者側の利用の質(マナー、ルール)の向上を進めていきます。

【主な関係者(協議の場)】

山梨県、山梨県道路公社、五合目観光事業者 等



案内標識(2ヶ国語、ピクトグラム)



自然・文化に関する情報の提供



現在の標識類の設置状況(左:案内標識 右:位置情報)

短期的取組 3 避難誘導体制の強化

3-1 自然災害等に備えた来訪者の避難対策の強化

【想定される取組内容】

- 観光客や登山者の避難対策の推進
- 具体的な避難ルート及び避難手法の確保・整備

平成 27 年 12 月「活動火山対策特別措置法」の改正に伴い、火山周辺の集客施設や要配慮者施設の管理者等に対して、『避難確保計画』の作成が義務付けられました。

四合目・五合目エリアにおいても、今後、地元自治体の指定により対応を求められることが想定されることから、関係機関相互の連携の元、火山噴火などの自然災害における効果的な避難計画の作成に向けた準備を行う必要があります。

また、平成 27 年に山梨県が作成した「富士山噴火時避難ルートマップ」には、既存の道路、林道及び登山道など、緊急時に徒歩による避難が可能な道が示されています。しかし、円滑に避難を実施するためには、避難ルートを示す道標の現地への整備、車両による複数の避難ルート確保の検討、静岡県側への広域避難、事業者等による避難誘導体制の強化等々、様々な課題があります。

このため、これまで実施している富士スバルライン五合目自主防災協議会などによる避難訓練等を継続し、より実効性の高い体制づくりを進めつつ、さらに関係者による協議を継続的に実施し、役割分担しながら必要な対応を推進します。

【主な関係者（協議の場）】

〔富士スバルライン五合目自主防災協議会〕



富士山噴火時避難ルートマップ（平成 27 年）

3-2 災害関連情報の収集及び伝達体制の強化

【想定される取組内容】

■ 災害関連情報の収集及び伝達体制の強化

現在五合目では、5月～10月にかけ「五合目総合管理センター」が開設され、通訳案内士や恩賜県有財産保護組合職員等が常駐し、災害関連情報を受信した場合には周囲の来訪者に情報提供を行うことになっています。

さらに、7月～9月半ばの夏山期間中は、警察・消防はじめ行政関係機関職員が配置され、登山者を含めた安全対策が行われており、平成27年には総合管理センターに設置したデジタルサイネージにより、来訪者に気象情報等の提供を行うなど、災害関連情報の受発信体制は着実に進展しています。

しかし、災害発生時などに、適切な災害対応を行うためには、災害等の規模・内容、発生箇所や被害状況、今後の推移予測などに関する情報を的確に収集し、避難活動等に活かしていくことが不可欠です。

災害関連情報の受伝達に必要な環境の整備、災害関係機関の職員が常駐しない期間における情報の解釈や退避・避難行動の指揮を行う主体など、予め準備が必要な事項は多岐にわたるため、避難（確保）計画の策定などに合わせ、必要な対策を整理し、優先順位をつけながら順次対応を図ります。

【主な関係者（協議の場）】

山梨県、市町村、山梨県道路公社、五合目観光事業者 等

< 参考資料 >

(1) 検討委員会

- 委員名簿 参考 p1

(2) 四合目・五合目部会

- 構成団体等 参考 p2

(3) 関係法令・基準・計画等

- 自然公園法 参考 p3
- 文化財保護法 参考 p6
- 標識類総合ガイドライン 参考 p7

(1) 富士山四合目・五合目グランドデザイン検討委員会

○ 委員名簿

	氏名	所属・役職等	専門分野等
委員長	小田 全宏	認定NPO法人富士山世界遺産国民会議 運営委員長	コミュニケーション、人材育成
委 員	荒牧 重雄	富士山科学研究所名誉顧問	火山学
	海津 ゆりえ	文教大学 国際学部 教授	エコツーリズム
	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 准教授	地域安全システム学
	加藤 幸枝	カラープランニングコーポレーション クリマ 取締役	色彩計画
	北村 眞一	山梨大学 教授	地域計画、環境デザイン
	清雲 俊元	山梨郷土研究会 理事長	中世・近世史・宗教史
	佐々木邦明	山梨大学 教授	交通工学、国土計画
	田畑 貞寿	千葉大学 名誉教授	景相生態学、景観・世界遺産
	野原 卓	横浜国立大学 准教授	都市計画、建築計画
	松井 政明	前 やまなし観光推進機構 理事長	観光業

(敬称略)

(2) 山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会「四合目・五合目部会」

○ 構成団体等

分類	機関等の名称
宗教法人	富士山小御嶽神社
売店等事業者	有限会社こみたけ売店
	有限会社富士山みはらし
	株式会社富士急ハイランド（富士急雲上閣）
	富士登山観光株式会社（五合園レストハウス）
	奥庭荘
その他事業者	富士吉田市乗馬組合
観光団体	一般社団法人富士五湖観光連盟
道路管理者	山梨県道路公社
国	環境省 富士五湖自然保護官事務所
市町村・ 恩賜林組合	富士吉田市（産業観光部富士山課）
	鳴沢村（企画課）
	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合
山梨県	知事政策局 富士山保全推進課〔事務局〕
	観光部 観光資源課
	県土整備部 美しい県土づくり推進室
	県土整備部 道路整備課
	教育委員会 学術文化財課

(3) 規制・基準等

「富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書『公園事業取扱方針』」関係部分抜粋
(平成12年1月 環境庁)

1) 許可、届出等取扱方針

事業の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1)建築物	全域	基本方針 建築物の新、増築は認めない。ただし、既存の建築物の改築、建て替えのための新築(従前の建築物の規模をこえないものに限る。)又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物であって、当該地域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものについてはこの限りでない。 外部意匠 (1) 屋根 ア 原則として切妻等の勾配屋根とする。 イ 原則として色彩は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 色彩は焦げ茶色又は茶系色とする。
(2)道路	全路線	基本方針 道路の新設は認めない。 既存道路の増、改設については、災害復旧又は公益上必要と認められる場合に限り認めるものとする。 附帯施設の取扱い 交通安全施設はガードケーブル、ガードパイプを使用し、色彩は、焦げ茶色又は灰色(亜鉛メッキを含む)とする。 法面処理方法 (1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限度とするものとする。 (2) 擁壁は、原則として自然石、自然石を模したブロック、その他風致景觀に配慮した工法を用いるものとする。 やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとする。 (3) 法面の緑化手法については、風致景觀及び生態系の早期回復を目標とするために、社団法人道路緑化保全協会:「環境庁委託調査国立公園内道路法面緑化状況調査報告書」(1996)で提案されている工法を可能な限り取り入れることとする。 残土処理方法 発残土は、原則として公園区域外に適切に搬出処理する。
(4)砂防、治山施設	全域	基本方針 自然景觀と周辺の自然環境に配慮した工事を行うものとする。原則として緑化に当たっては外来種を用いないこと。
2 広告物等の設置又は掲出	全域	基本方針 原則として許可しない。ただし、次の要件に適合するものにあつてはこの限りでない。 (1) 美化清掃に関するもの等環境保全の目的上必要と認められるものであること。 (2) 遭難や事故の慰霊牌等の設置は認めない。ただし、地方公共団体又は公的機関が設置する場合はこの限りでない。

2) 公園事業取扱方針

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (歩道)	全路線	基本方針 道路(歩道)は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり適切な整備及び維持管理が必要である。 (1) ルートは、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味地点を有効につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習するルートとするものとする。 (2) 整備に当たっては、沿道の自然の改変を極力避けるとともに、歩道整備に起因する沿道の洗掘・浸食の予防に努めるものとする。 (3) 沿道の興味地点には、快適に利用するため小規模な休憩施設等を設置するものとする。 (4) 歩道周辺の既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討するものとする。 附帯施設の取扱い ベンチ等附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとし、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和するようなデザイン、材質、色彩とする。 なお、標識類の規格、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(1997年)に基づいて整備を図り、路線毎に統一したものであることとする。 管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、危険個所の点検及び清掃等を定期的実施するものとする。 (2) 利用によって生ずる歩道及び歩道周辺の植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等自然環境への影響の防止のため制札、立入禁止柵等の整備を図るものとする。 (3) ゴミ箱等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動のPRを図るものとする。 (4) 設置した指導標は、巡視活動等を行い、維持管理に十分配慮するものとする。 また、老朽化した標識類は、設置者の責任において修理、更新を行うものとする。
2 園地	御庭 奥庭	基本方針 富士山の景観を活かした園地の整備及び管理を行い、自然探勝、風景鑑賞、野鳥観察等、自然とのふれあいが高まるように配慮するものとする。 附帯施設の取扱い 附帯施設は、必要最小限の規模にとどめるものとする。 休憩所、展望施設、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとする。 なお、施設の規模及びデザイン等については、次の要件に適合したものとする。 (1) 建築物 ア 規模 最高部の高さは13m以下とする。

		イ 屋根 (ア)切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。 (イ)勾配は10分の2以上とする。 (ウ)色彩は原則として焦げ茶色とする。 リ 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとする。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は焦げ色又は茶系色とする。 (2) 標識類 園地全体としての統一のとれたデザインとし、自然に対する理解を深め、利用の効果を高めるため適切に設置するものとする。 なお、規模、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局：「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(1997年)を参考とする。 管理方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。 (2) 危険箇所又は自然環境の保全上必要な場所等には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。 (3) ゴミ箱は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰りのPRを図るとともに、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的の実施するものとする。 (4) 展望台の展望方向は、良好な展望を確保するものとする。
3 宿舎	富士山五合目	立地条件から、スパルラインの終点で利用が集中する富士山五合目の施設と山岳部に区分して取り扱うものとする。 基本方針 (1) 富士山五合目周辺の自然探勝、風景鑑賞及び登山利用者に対し、快適な利用を促進する宿泊施設を自然景観との調和に配慮して整備するものとし、宿舎施設の新築及び増築は認めない。 なお、施設の建て替えに当たっては現状規模にとどめることとする。 外部意匠 (1) 屋根 ア 原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は原則として灰黒系色又は焦げ茶色とする。 (2) 壁面 努めて自然材料を多用して、重厚味のある落ちついたものとし、その色彩は、茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。 (3) 複数以上の建物のある敷地では、全体の調和を図るため、デザインや色彩を統一する。

- 五合目周辺の位置付け

「特別名勝富士山を構成する要素」-「B 本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素」
 -「2 歴史的要素に関わるもの」-「小御嶽神社境内」
 -「3 社会的要素に関わるもの」-「富士山有料道路とその関連施設」
- 本質的価値を構成する諸施設と密接に関わる要素

3)社会的要素(山小屋・休憩施設)
 御中道沿いには、工事関係者や尾中道利用者のための道標・石碑・簡易な橋などが設置されている。また、小御嶽神社の境内には、札所・見晴台・宿坊・土産物屋など参拝者のための様々な施設がある。
 昭和39年に開通した富士山有料道路(通称スパルライン)は富士登山を容易にし、富士山を訪れる人々を増大させた。山梨県側からの登山者のほとんどはこの道路を利用しており、現在では富士登山における重要な役割を果たしているといえる。この道路沿いには、利用者の安全を確保するための同門・導流堤をはじめ、トイレ・管理棟などの便益施設があり、終点には宿泊所・休憩所・土産物屋などの施設や乗馬組合の関連施設がある。
- 地区区分の設定と地区ごとの特性

B地区
 ○御中道(五合目)下500mから頂上までのうち、富士山有料道路五合目終点施設集団区域
- 構成要素ごとの保存・管理の方法

基本的な考え方
 富士山有料道路五合目終点施設集団地区にあっては、富士山の文化的価値の中核がある地区に囲まれる区域であるとともに、多くの人が訪れる区域でもある。そのため、景観と周辺環境へ最大限の配慮を求めつつ、多くの観光客の便宜との調和を図る必要がある。
- b.歴史的要素に関わるもの

b) 小御嶽神社の境内に存在する社務所・札所・倉庫・トイレなど神社の宗教活動を運営する上で必要な施設については現状維持とするが、今後、社会情勢の変化や防災等安全面の強化等の理由により施設の新築・増改築等が必要となった場合は、その必要性を十分精査するとともに、周辺環境に十分配慮し、できる限り境内地の中心から離れた場所に設置するなど神社の景観に最大限の配慮を行い整備する。
- c.社会的要素に関わるもの

a) 富士山有料道路及び利用者の安全を確保するための工作物や施設については、A地区に準じた考え方により保存管理を行う。
 b) 有料道路沿い及び終点付近に登山者の便益のために設置されている宿泊所・休憩所・土産物屋などは、富士山の重要な風物となっているといえるが、建築物の無制限な拡大は景観を害するおそれがあるため、一定の規模に制限するとともに、改築・建替えの際には、屋根の形状・色彩及び壁の色彩について制限を行い、景観の保全を図る。
- 現状変更等の取扱いに関する方針及び基準

特別名勝富士山の指定地域内において、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、現状変更等の許可が必要である。
- 3)現状変更等の取扱基準

B地区
 構築物等の設置については、A地区と同じ許可基準(改築・建替のため若しくは災害復旧のための新築を認めるが、従前の規模・外観を維持すること)とする。なお、富士山有料道路五合目終点施設集団地区での建築物については、多くの環境客が訪れるため、それらの人々の便宜も考慮し、一定規模の範囲での増改築を認めることとするが、高さ13m以内、延床面積2,400㎡以内を限度とする。また新築、増改築等における外観については屋根の形状等及び壁の色について基準を設ける。
- 注)B地区

a 屋根の形状は原則として切妻・寄せ棟等の勾配屋根とし、色彩は原則として灰黒色又は焦茶色とする。
 b 壁の色は原則として茶色系、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。

・標識類の適正な配置等

(共通編 3 - (1) 配置等)

1 基本方針

必要最低限の設置数とする。その際、利用者の動線等を考慮しつつ、可能な限り風致景観の支障とならずかつ利用者の目に付きやすい場所に設置する。

近傍に同一機能の看板が重複して設置されることは避ける。

近傍に複数の機能が異なる標識などが多数存在する場合は集合看板への統一を図る。このような場所においては、新たな独立看板の設置は極力避け、集合看板とするか、既存の標識又は建物に付属させることを検討する。

なお、同一機能の標識類が必要以上に複数存在している場所においては、標識類の必要性を吟味の上、順次撤去する。

2 案内標識及び注意標識

設置数については、必要最小限とする。但し、特に登山道入り口や分岐地点などにおいては地図案内標識を設置し、利用者が現在地の把握を確実かつ容易に出来るよう配慮する等、必要な場所には確実に配置されるよう留意する。

- 1 . 車道編

- 1 - a 国立公園入口部 (境界)

国立公園の主要な入り口において、「入口標識」、「公園名碑標識」などを境界線に近い好展望地への設置を検討する。

- 1 - b バス停留所・バスターミナル・駐車場周辺

国立公園内の駐車場周辺において、一般車両や観光バスを指定された駐車場に誘導する道路案内標識などの設置を検討する。

また、マイカー規制期間及び臨時駐車場等の設置のためのバリケードや臨時看板などは、風致景観の支障とならずかつ利用者にわかりやすく表示するよう努める

- 2 . 歩道・園地編

- 2 - a バス停留所・バスターミナル・駐車場周辺

交通機関を下車した時点から案内を提供する必要があることから、目的地が複数方向に散在している場合には、「地図案内標識」と「誘導標識」が必須となる。可能であれば、この 2 種類の標識を統合させて設置することが望ましい。

また、目的地が 1 ヶ所あるいは 1 方向に数ヶ所の場合は、最低「誘導標識」だけでもよい。

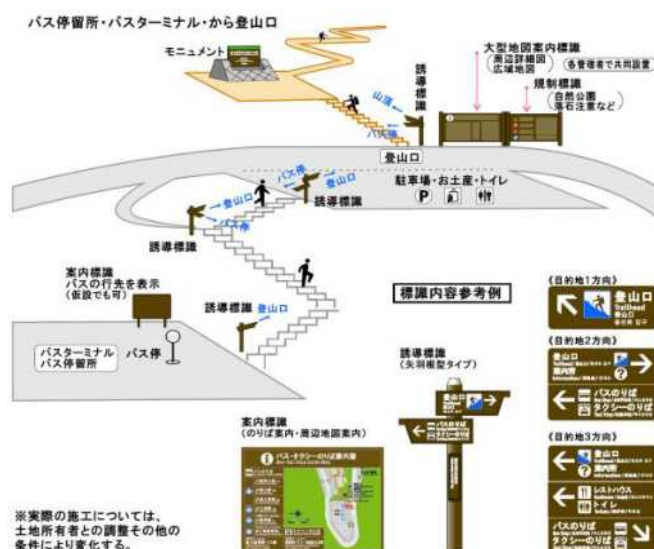
さらに、下車した場所に広場などのゆとりがあれば、「総合案内標識」または「地図案内標識」、利用者の利便性をより充実させるために「掲示板」を設置することが望ましい。

- 1 - b 登山口

登山口では、歩行を開始する位置の確認と、これから進むべき目的地の方向や時間、距離を把握するため、矢羽根型「誘導標識」と大型「地図案内標識」または、「総合案内標識」を設置するものとする。

また、落石や道迷い防止など、安全のための注意事項や自然保護のための禁止事項、マナーの呼びかけ指示などの規制等の表示を必要に応じて行う。

なお、登山口周辺は、観光客の多くが立ち寄る場所となっていることから、世界に誇る富士山を背景に記念写真を撮影したくなる地点に、「モニュメント型デザイン標識」等を設置することを検討する。



バス停留所・バスターミナル
付近の標識設置イメージ

・商品の内容を示す標識類（食事内容の幟等）は独立して屋外に設置しない。